

公共料金値上げぞくぞく



12月市議会が11月28日から開かれます。12月市議会では、来年4月からの消費税値上げを見込んだ、各種公共料金、使用料の値上げが提案されています。

水道、下水、公民館、体育施設…。

これまで無料だった小中学校の体育館や運動場も新たに使用料が必要になります。

これまで1050円だったものが、1080円。10円玉をこれまでもよりも多めに用意しなければならなくなりそうで、そうした小銭を用意する費用や手間は、発生しないのかしらと、本質からズレたことも頭をよぎります。

改訂額が並んだ議案を見ながら、市民プールの入場料が項

目に無いのに気づき、5倍も値上がりするのだけれど10円単位では、おつりが大変なのかな。

政府は景気が良くなるから消費税を上げて大丈夫だという理屈のようですが、景気が良くなれば、市税収入も伸びるはず。市の対応としては、税収が増えるはずなので、とりあえず来春の値上げは見送ります。という発想があっても良いのではないのでしょうか。

12月議会 党議員団の質問項目 と 議会日程

川村つよし議員の質問

(4日(木)午後1時過ぎの見込み)

- 今後の公共交通について
 - (1) 基幹路線の充実について
 - (2) 地域路線の充実について
 - (3) 交通権の問題として
- 医療費一部負担金減免制度について
 - (1) 制度の意義について
 - (2) 利用実績が少ない理由は
 - (3) 周知方法について
 - (4) 利用期間経過後も困窮状態にある場合の対応について
- 生活習慣病対策の強化について
 - (1) 当市における心筋梗塞などの入院患者数の推移について
 - (2) 保健指導の実施割合について
 - (3) 生活習慣病予防検診について
- 空き家対策について
 - (1) 空き家バンクの設置について
 - (2) 借り上げ公営住宅制度の活用について

議会日程

本会議個人質問

3日・4日・5日

福祉文教委員会 9日(月) …川村議員

都市環境委員会 10日(火)

総務委員会 11日(水)

本会議 最終日 17日(火)

開始はいずれも 午前9:30～



市議会に秘密保護法 が与える影響

特定秘密保護法が昨日、衆議院で可決しました。色々想像すると、不安で怖くなります。情報を得ようとしただけで逮捕される可能性もあるというのですから、市議会での質問内容によっては、質問を通告しただけで逮捕？ということもあり得るのでは？

例えば…

市内には小銃弾メーカがあります。このへのアクセス道路の幅員について…とか(軍事情報?)

尾張旭市水道の配水

池の警備体制について(毒物混入テロ防止?)

こういう質問に対し、市はどう答弁するだろうか。

「秘密保護法に触れる情報で、お答えできません。」と答えるだろうか、いや何が秘密かも秘密なので、答弁書を作ることができないし、それ以前に尾張旭市議会は、質問通告書をすぐにインターネッ ト上に公開するので、その公開すらしない。ということになりかねない。

では、議員が印刷してきた質問通告書を議会事務局に出した段階で、その内容が「秘密」に該当するかどうかの判断をすることになる。市の事務局は秘密を扱う可能性がある(何が秘密なのかを知ってしまう)ので、漏洩を防ぐために、その職員の身辺調査が必要になる(その調査費用は市が出すのだろうか)。

そして秘密に触れる質問を通告した議員は、議会を目前に、行方不明になるのだ。

なにしろ何が秘密か知られるのを防ぐには、逮捕されてしまったことも秘密にしなければ秘密漏洩しかねないのだから。実は今回も見送った質問項目があるが、内容は秘密です。